

# 労働者派遣法 第23条 第5項にかかる情報提供

株式会社 森晴産業  
福岡支店  
令和6年 4 月 1 日

労働者派遣法 第23条 第5項により開示する情報は、次の通りです。

- 派遣労働者の数 36 名
- 派遣先の数 5 件
- 派遣料金の平均額（1日当たり 8時間換算） 17,348 円
- 派遣労働者の賃金の平均額（1日当たり 8時間換算） 11,374 円
- マージン率（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）／派遣料金の平均額  
34.4 %
- 労使協定を締結しているか否かの別  
協定対象派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者  
 労使協定を締結していない  
 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和7年3月31日）
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
主たる教育訓練

訓練内容	対象者	訓練方法	実施主体	賃金支給	費用負担
新期採用者訓練	新規採用	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
技能・職能訓練教育	新規採用/派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
ビジネススキル研修	派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
リーダー就任研修	派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償

# 労働者派遣法 第23条 第5項にかかる情報提供

株式会社 森晴産業  
令和6年 4 月 1 日

労働者派遣法 第23条 第5項により開示する情報は、次の通りです。

## 派遣実績無し

- 派遣労働者の数 0 名
- 派遣先の数 0 件
- 派遣料金の平均額（1日当たり 8時間換算） 0円
- 派遣労働者の賃金の平均額（1日当たり 8時間換算） 0円
- マージン率（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）／派遣料金の平均額  
0 %
- 労使協定を締結しているか否かの別  
協定対象派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者  
 労使協定を締結していない  
 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和7年3月31日）

- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
主たる教育訓練

訓練内容	対象者	訓練方法	実施主体	賃金支給	費用負担
新期採用者訓練	新規採用	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
技能・職能訓練教育	新規採用/派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
ビジネススキル研修	派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
リーダー就任研修	派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償